

## **鳥取県告示第130号**

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第9条の規定に基づき、消毒方法の実施の命令をするので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第15条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月10日

鳥取県知事 平 伸 治

1 実施の目的

高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域の養鶏農場（業として鶏を飼養しているものに限るものとし、消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行うものを除くものとする。）

3 実施の期日

平成21年3月13日から同月31日まで

4 消毒方法

県の家畜防疫員の指示するところにより、消石灰等を農場内（鶏舎の周囲及び農場外縁部）に散布すること。